

○岡山市水道局物品購入等電子見積合わせ実施要綱

平成22年6月30日

市水道局訓令第31号

改正 令和3年4月1日市水道局訓令第12号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるものを除き、岡山市水道局（以下「局」という。）が発注する物品の購入又は物品の製造の請負において、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う見積合わせによる随意契約（以下「電子見積合わせ」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象物件)

第2条 オープンカウンター方式（指名を行わずに契約の対象物件を公表し、あらかじめ定めた参加資格のある者から見積書を徴取することにより契約の相手方を決定する方式。以下「オープン方式」という。）による電子見積合わせの対象物件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 印刷
- (2) 用紙（封筒を除く。）のうち許容価格が10万円以上のもの
- (3) 用紙（封筒）
- (4) OA機器のうち許容価格が10万円以上のもの
- (5) 事務用品のうち許容価格が10万円以上のもの

2 指名による電子見積合わせの対象物件は、競争入札に係るもの、前項に定めるもの及び前項の規定により難しいものを除くものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要するもの、特殊なもの等については電子見積合わせの対象としないことができる。

(参加資格)

第3条 電子見積合わせに参加しようとする者（以下「電子見積合わせ参加者」という。）は、原則として次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

- (1) 対象物件と同種類の物品購入等について、岡山市水道事業等の競争入札参加資格及

び審査等に関する規程（昭和62年市水道局管理規程第2号）に基づき参加資格が決定され、岡山市水道局契約規程（平成2年市水道局管理規程第13号）第4条の規定に基づく有資格者名簿に登載されていること。

(2) 契約の相手方と決定する時点において、岡山市水道局指名停止基準（平成12年市水道局訓令第12号）に基づく指名停止又は指名留保期間中となっていないこと。

(3) 前条第1項に規定する対象物件については、次のいずれかに該当する者であること。

ア 市内業者（本市内に本社、本店等主たる事務所を有するものをいう。）

イ 準市内業者（市内業者以外のもので、本市との取引に係る権限が委任されている支店又は営業所等を本市内に有するものをいう。）

(4) 前条第2項に規定する対象物件については、前号アに掲げる者を対象とする。ただし、前号イに掲げるもののうち、次に掲げる要件のいずれをも満たすものについては、前号アに準じて取り扱うことができるものとする。

ア 直近の法人市民税の確定申告における本市分の従業者数が10人以上であること。

イ 本市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業者数が10人以上であること。

ウ 本市との取引に係る権限が委任されている者が配置されている支店又は営業所等において、営業業務の実態があること。

2 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、電子見積合わせに参加する者に必要な資格要件を付することができるものとする。

（対象物件の公表及び通知）

第4条 オープン方式による電子見積合わせについては、物件の有無、公表日、仕様書及び見本等の閲覧場所、見積提出期限等について、あらかじめインターネット上の局のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

2 指名による電子見積合わせについては、ファクシミリにより指名通知を行うものとする。

（契約の相手方の決定）

第5条 管理者は、提出された見積りにより、見積提出期限後速やかに契約の相手方を決

定するものとする。

2 オープン方式による電子見積合わせについて、有効な見積りを提出した者がいない場合は不調とするものとする。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、電子見積合わせの実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年7月1日から施行し、同日以後に公表し、又は指名通知する物品購入等について適用する。

附 則（平成25年水道局訓令第13号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年水道局訓令第10号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年水道局訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。